二三、一五二六、一五二九、一五三〇、西村山郡西川町大字大井沢字沼七五九、字キタハシ二五八五、大字入間字対馬林一四一五の一、字蟹沢口三〇九、字蟹沢一四一九、一四二一の一、一四二二、字境道一九四六の一、字一ツ小柳三六二、一七四〇の二、字田ノヒド三六三、三六四、字小清水一四九一の二、一四九一の三、一四九一の四、一四九一の五、二三二〇の五、二三二〇の九、字木ノ根沢一五〇七の一、一五〇七の四、一五〇七の五、一五〇七の六、字高平二〇九四の八、二〇九四の一〇、二〇九四の一二、二〇九四の一三、二〇九四の一九、二〇九四の二一、二三一六の一、字庄六荒二三一一の一、二三一一の二、字**楢**木平二三一五の二、字西ノ沢二三二一、字西ノ袋二三二二、大字睦合字西沢丙七四六の一（次の図に示す部分に限る。）、丙七四六の四、丙七四六の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに上山市役所及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市上筱見字寺谷一の一、小倉字黒谷一一七の一、一一七の六、一一七の七、一一八の一、一一九の一、追入字奥坪一〇九六から一一〇〇まで、一一〇一の一、一一〇二、一一〇三の一から一一〇三の三まで、一一〇四の一、一一〇四の二、一一〇五の一から一一〇五の三まで、一一〇六、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八、一一〇九の一から一一〇九の八まで、一一一〇から一一二〇まで、一一二一の一、一一二二の一、一一二三、一一二五、一一三〇、一一三二、一一三三の一、一一三三の五から一一三三の一一まで、一一三三の一三から一一三三の二二まで、一一三九から一一四九まで、高倉字黒頭山五三の一から五三の四まで、丹波市山南町坂尻字坂尻奥一一九三の一から一一九三の三まで、一一九三の五、一一九三の一一、一一九三の一二、一一九三の一八

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市大山上字荒子坪一〇八三の一から一〇八三の五まで、一〇八三の一二から一〇八三の一五まで、一〇八五の一、一〇八五の八五の五、一〇八五の一九から一〇八五の二三まで、一〇八五の二五から一〇八五の二七まで、一〇八五の三二、一〇八五の三六、一〇八五の三七、一〇八五の三九、字中倉坪六〇八の一、六〇九、六一〇の一、六一〇の三、六一一、六一一の一、六一二、六一三の一、六一三の二、六一四、六一四の一、六一四の二、丹波市山南町坂尻字坂尻奥一一九三の一、一一九三の一一、一一九三の一二、一一九三の一八

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒子坪一〇八五の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇八五の三六、字中倉坪六一一、六一一の一、字坂尻奥一一九三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町新郷字赤井九二の五・九二の七・九二の八・九二の四五から九二の四八まで・九二の五〇・九二の五二・九二の五四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、九二の九から九二の四四まで、九二の四九、九二の五一、九二の五三、九二の五五、九二の八三、九二の八四、九二の八八、九二の九一、九二の九七、九二の九八、九二の一〇四、氷上町伊佐口字長尾谷一〇三〇の一、一〇三〇の四、一〇三〇の一〇、一〇三〇の一一、青垣町大名草字小野原二〇五〇の一、二〇五〇の四、二〇五〇の五、二〇七四の二、二〇七四の四、二〇七四の六、二〇七四の八から二〇七四の一〇まで、青垣町稲土字奥山二二五五の四（次の図に示す部分に限る。）、二二五五の七、二二五五の一二五、二二五五の一二九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長尾谷一〇三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市味間北字山立山二四二三の一から二四二三の四まで、味間奥字奥右衛門谷二二三四の四、字水坂二二七五の一、二二七五の二、二二七五の一一、二二七五の一八

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。